

## 令和3年度第3回川崎市指定特定非営利活動法人審査会 次第

日時：令和3年11月8日（月）

午後1時30分～午後3時30分

会場：川崎市産業振興会館 第4会議室

### 1 開会

### 2 議事

特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について

### 3 閉会

（配布資料）

- 資料1 第2回審査会の論点の整理
- 資料2 条例指定・認定制度 広報実績
- 資料3 前回答申体系及び今年度審査会の検討状況
- 資料4 今後のスケジュールについて

## 第2回審査会の論点の整理

総合計画の成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市内認定・条例指定NPO法人数」の数値に明らかに乖離がある。なぜ目標に達せなかったのかという理由は押さえておく必要がある。</li> <li>・成果目標を達成するということが前提となっていないことを確認した上で議論を進める必要</li> <li>・この審査会は指標がいくつなら適当なのかを議論する場ではない</li> <li>・『目標に向かって進めるが、あえてこの数字にこだわることはない』という共通認識を持ちたい</li> </ul>	
目指すべき姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定・条例指定NPO法人を促進していくという施策や事業そのものを、果たして今どの程度重点を置いてやるべきものなのかについて、審査会の中で何らかの意見を出した上で、広く市民や議会で議論をしていく必要</li> <li>・目指す条例指定の流れに対しての意見も、答申の中に入れていく方向性で</li> </ul>	
公益要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内他都市がやっている要件を川崎市にも取り入れれば、条例指定の数が増える可能性</li> <li>・要件を少し緩めて、条例指定のすそ野を広げていくということをやりませんかということを投げかけるかどうかを、まず審査会の中で共有していくことが大事</li> <li>・公益要件の議論をするためには、最初のたたき台はこの審査会で作りつつも、何か市民に向けてメッセージを出す、あるいは、議員の方とも話し合う必要</li> <li>・市民等に一度投げかけて、色々な意見を聞いた中で、最終的には川崎市が進む方向を決めていくということになるのではないか</li> <li>・公開フォーラム等で色々な意見を聞いてから再度検討するという内容を提言に入れておくかということも次回固めていければ</li> </ul>	
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意団体がNPO法人になったらこういうメリットがあるという広報と、既にNPO法人になっている団体が、条例指定を取ってさらに認定に進むとこういうメリットがあるという広報</li> <li>・どのようなメリットがNPO法人側にあり、またフィードバックして、市民なりに返していけるということを、みんなに分かる形で出していく必要</li> <li>・<u>条例指定のメリットについて、アピールをどのように行っているかが分かる資料</u></li> </ul>	資料2：広報実績
法人支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の経理が弱体。できれば全法人に一回は研修を受けさせるようにして欲しい</li> <li>・市民活動支援の延長としてのNPO法人支援ではなく、法人に対するバックアップとして特別な専門部隊がサポートできるようなものが、あってもよいのではないか</li> </ul>	
寄附	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現状川崎市民が寄附についてどう考えているのかがわかる資料</u></li> </ul>	
書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定の書類を基にして条例指定の書類を作られたので、書類の様式は変える必要がない</li> </ul>	

## 条例指定・認定制度 広報実績

No.	媒体	名称等	手法	対象	実施年月	備考
①	チラシ	川崎市近隣の認定NPO法人のみ なさまへ『条例指定制度』のご案内 です	郵送	川崎市近隣の認定NPO法人	H29.11	・東京都と横浜市の川崎市隣接地域 ・これにより「神奈川被害者支援センター」が申出→指定 ・発送先法人からクレーム有り
②	チラシ	川崎市近隣の認定NPO法人のみ なさまへ『条例指定制度』のご案内 です	神奈川県民センターに配架	市外NPO法人	R1.12	・神奈川県からの打診により実施 ・神奈川県内の寄付月間展示の中で配架 ・①のチラシを微修正
③	チラシ	認定・指定NPO法人にチャレンジし てみませんか？	全法人発送	市内全NPO法人	R3.1	
④	チラシ	認定・指定NPO法人にチャレンジし てみませんか？	かわさき市民活動センターの 公益活動助成金報告会で配布	参加団体	R3.4	・小倉委員からの情報提供により実施 ・内容は③と同じ
⑤	冊子	NPO応援ガイド	・イベントで配布 ・市民活動推進課窓口配架 ・かわさき市民活動センターに配架	・市民 ・NPO法人 ・任意団体	常時	・寄附促進全般に関する啓発冊子 ・川崎市の認定・指定法人紹介の別冊を挟み込み
⑥	動画	NPOを応援しよう！	市内公共施設等にて放映	・市民 ・NPO法人 ・任意団体	随時	・12月の寄付月間に合わせて集中的に実施 >>アゼリアビジョン >>区役所番号表示システム >>成人の日を祝うつどい
⑦	市ホームページ	認定制度に関する手続きなど		・市民 ・NPO法人 ・任意団体	常時	
⑧	市ホームページ	条例指定制度に関する手続きなど		・市民 ・NPO法人 ・任意団体	常時	
⑨	市ホームページ	認定・特例認定NPO法人を探す		・市民 ・NPO法人 ・任意団体	常時	認定・特例認定NPO法人の一覧
⑩	市ホームページ	指定NPO法人を探す		・市民 ・NPO法人 ・任意団体	常時	指定NPO法人の一覧
⑪	市ホームページ	NPOを応援しよう！PRアニメー ション		・市民 ・NPO法人 ・任意団体	常時	⑥の啓発動画が掲載されている川崎市のYouTubeチャンネルへリンク
⑫	市ホームページ	認定NPO法人などへの寄附のメ リット		・市民 ・NPO法人 ・任意団体	常時	Q&A方式でメリットを紹介
⑬	市ホームページ	NPO応援ガイド掲載		・市民 ・NPO法人 ・任意団体	常時	⑤の冊子のPDFデータを掲載
⑭	展示	かわさき市民活動センター展示	かわさき市民活動センターの フリースペースに展示	市民	常時	認定・条例指定NPO法人の活動を紹介

前回答申体系及び今年度審査会の検討状況

大 中 小 細	記載要旨	今年度審査会
はじめに	背景、本答申の経緯等	
第1 検討に当たって考慮すべき状況について		
1 指定状況		
(1)川崎市の状況	川崎市の指定法人数の推移	第1回資料
(2)各自治体の状況		
ア 全国の状況	全国の条例指定制度導入自治体数 全国の条例指定法人数	第1回資料
イ 神奈川県内の指定状況	3県市の条例指定制度導入状況 3県市の条例指定法人数	第1回資料
(3)認証NPO法人数に占める認定・条例指定NPO法人数の割合での比較	4県市の「認定・条例指定法人数/認証法人数＝割合」比較	第1回資料
2 各自治体における指定基準の設定状況		
(1)全国の状況	全国のPST基準4分類	第1回資料
(2)川崎市の基準	認定基準と川崎市条例指定基準の比較	第1回資料
3 各NPO法人の状況	川崎市の指定等法人及び指定等取得意向法人へのヒアリング実施結果	
(1)条例指定を取得したNPO法人等の状況	川崎市の指定等法人ヒアリング実施結果	
ア 条例指定の取得等による効果について		第1回資料(認定、指定法人アンケート)
イ 指定基準について		
ウ 指定申出及び指定後の手続について		
エ 行政に期待するサポート等について		
(2)条例指定等の取得意向があったNPO法人の状況	川崎市の指定等取得意向法人へのヒアリング実施結果	
ア 現在の準備状況等について		第1回資料(取得意向法人へのヒアリング)
イ 基準への適合状況について		
ウ 申請時におけるサポート等について		
(3)条例指定取得等に関する事前相談の状況	事前相談実績における指定申出の課題別件数	【資料なし】
4 NPO法人に対する寄附の状況		
(1)寄附経験の有無や寄附先の状況	過去3年間の寄附経験の有無、寄附の相手先	第1回資料(令和元年度市民の社会貢献に関する実態調査報告書)
(2)市内における寄附の傾向	川崎市の個人住民税の税額控除が行われた寄附金の状況	第1回資料
(3)条例指定NPO法人の寄附の受け入れ状況	指定法人と他認証法人の寄附金額比較	第1回資料及び第2回資料(平成29年度特定非営利活動法人に関する実態調査報告書)
(4)NPO法人への寄附に関する意識	川崎市民の寄附経験の有無 寄附時に重視すること 寄附をしたことがない理由	第1回資料(令和元年度市民の社会貢献に関する実態調査報告書)
5 特定非営利活動促進法の改正の動向	H28年法改正の内容	
		【一般社団法人の調査結果のまとめの項目追加】
		【指定更新の状況及び問題点の項目追加】
第2 条例指定制度の運用上の課題について		
1 指定基準及び手続に関すること	制度導入時の考え方・指定状況・認定基準とのバランス等を勘案して指定基準の考え方の整理が必要。 手続に係る負担・基準の適否が不明確。	【議論が必要か継続か】 【詳細な基準(川崎市民、会費参入)が手続きの使いづらさを高めているのではないか】
2 条例指定取得による効果に関すること	PST基準において認定取得の機会を広げている。 指定・認定取得で寄附が自然に増えるわけではない。 寄附時に市民が重視する社会的評価の役割を果たす可能性はあるが、制度の浸透が不十分のため活かしきれていない。	・認定を取るためのステップ ・条例指定のメリットの実感が小さい ・いまだに制度の認知度が低い ・付随する手厚いサポートの部分をアピールする必要
3 法人の運営基盤に関すること	会計・税務・労務・広報の体制が不十分で指定申出に至らない。 法人運営の管理面の体制が脆弱になりがち。 認証法人としても求められることがハードルになるケースも見受けられる。 管理面の基盤整備が改めて必要。	【更新時に問題となった事項⇒既存法人支援も重要】 ・寄付について ふるさと納税により、条例指定制度が霞んでいる メッセージ性、見える仕組みやPRが必要

大 中 小 細	記載要旨	今年度審査会
第3 条例指定制度の今後の運用に向けた提言		
1 条例指定制度の運用によって目指す方向性	指定制度は、NPO法の目的や川崎市市民活動支援指針の考え方の具体化の1つ。社会課題に対応して暮らしやすい地域をつくる重要な要素の1つ。審査基準はNPO法人のあり方を表すもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目指すべき姿 法人数を増やすことで何をを目指すのか</li> <li>・全体像、指定NPO法人の社会の中での位置づけ</li> <li>・総合計画の成果指標 『目標に向かって進めるが、あえてこの数字にこだわることはない』</li> </ul>
2 指定基準のあり方	現行の指定基準をどのように考えるか整理する必要がある。川崎市の公益要件は他の自治体と比較して厳しいという見方もあるが、現時点において改正する理由はない。当面は現行の指定基準を継承しながら指定基準を満たす法人を育てていく方向で制度運用すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益要件について 基本的な要件は変えなくてもいい もう少しわかりやすい要件が前段にあると良い 緩和も含めた要件見直しの投げかけ</li> <li>【法人形態の選択の幅が広がっている現状で、現状維持すべきか】</li> <li>【即時に改正する必要はないが、検討する時期に来ているのではないか。ただし、既存法人との公平、更新法人の対応、税収の減少につながるため市民も含めた市全体のオーソライズを得る必要】</li> </ul>
3 具体的な取組		
(1) 制度の使いやすさの向上		
ア 条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化	認定との重複書類の提出免除など手続面の簡素化が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類の見直し 認定との親和性から基本的には変える必要はない。ファイル提供方式などの改善の余地</li> </ul>
イ 基準・運用の明確化と事前判定の仕組みの検討	事前に基準適合を判定できるような仕組みを検討することが望ましい	【これまでの取組の確認と具体的な取組の余地、他都市事例】
ウ 法人設立段階からの指定基準等の周知	新規設立法人を含めて制度・基準等の周知が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報 NPO法人になることでのメリットの広報 条例指定、認定のメリットの広報</li> </ul>
(2) 条例指定NPO法人等への寄附促進		
ア 条例指定NPO法人等のファンドレイジング力向上に向けた支援	法人間の情報交換の機会等を通じてファンドレイジング力向上の支援が必要	【議論が必要ではないか】
イ 制度周知や条例指定NPO法人等の活動に関する広報の支援	市内企業・中間支援組織等と連携したイベントやSNSにより広報の支援が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報 【より積極的な制度の周知】 【戦略的、体系的な広報】</li> </ul>
ウ 企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討	企業の地域・社会貢献活動の認定・表彰、契約上の評価項目にするなど調査・検討することが望ましい	【議論が必要ではないか】
(3) 法人の運営基盤の整備・強化のサポート		
ア 会計、税務、労務等の専門家による相談体制の整備	会計・税務・労務等の各専門分野に係る支援体制が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人支援 全法人に経理面の研修を 対市民団体とは違う、「法人」に対するバックアップ、サポート</li> </ul>
イ 法人運営の管理面を継続的にサポートするスタッフ人材の育成等	事務スタッフを養成する講座やプロボノ等を通じた人材の発掘が必要	【議論が必要ではないか】
ウ 中長期的な経営視点に立った伴奏型の支援体制の整備	市民活動センターが中心となった伴走型支援に期待	【議論が必要ではないか】
おわりに	今回の提言には、すぐに取り組めるものもあれば時間がかかるものもある。今後も情勢等を踏まえて必要に応じて検討・実施していくことが望ましい。	

